

国河計調第 37 号

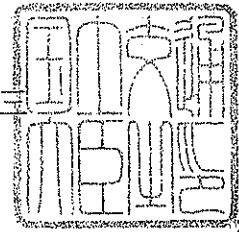
平成 19 年 9 月 18 日

社会資本整備審議会 会長

張 富士夫 殿

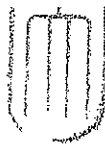
国土交通大臣

冬柴 鐵三



姫川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



国河計調第38号

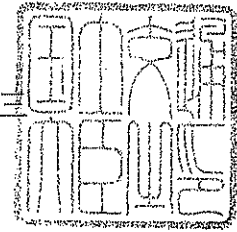
平成19年9月18日

社会資本整備審議会 会長

張 富士夫 殿

国土交通大臣

冬柴 鐵三



天竜川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

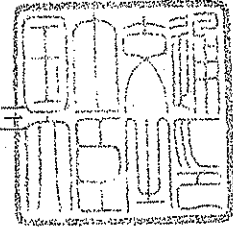
国河計調第88号  
平成20年1月31日

社会資本整備審議会 会長

張 富士夫 殿

国土交通大臣

冬柴 鐵



緑川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



国社整審第12号  
平成19年10月4日

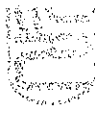
河川分科会  
分科会長 虫明 功臣 殿

社会資本整備審議会  
会長 張 富士夫



姫川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成19年9月18日付国河計調第37号により当審議会の意見を求められた「姫川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。



国社整審第12号  
平成19年10月4日

河川分科会  
分科会長 虫明 功臣 殿

社会資本整備審議会  
会長 張 富士夫



天竜川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成19年9月18日付国河計調第38号により当審議会の意見を求められた「天竜川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

国社整審第27号  
平成20年2月13日

河川分科会  
分科会長 虫明 功臣 殿

社会資本整備審議会  
会長 張 富士夫



緑川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成20年1月31日付国河計調第88号により当審議会の意見を求められた「緑川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。